

福岡県生活安全課  
令和3年11月29日

## 性暴力根絶条例に基づく具体的施策の実施状況について

### 1 福岡県における性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）の現状

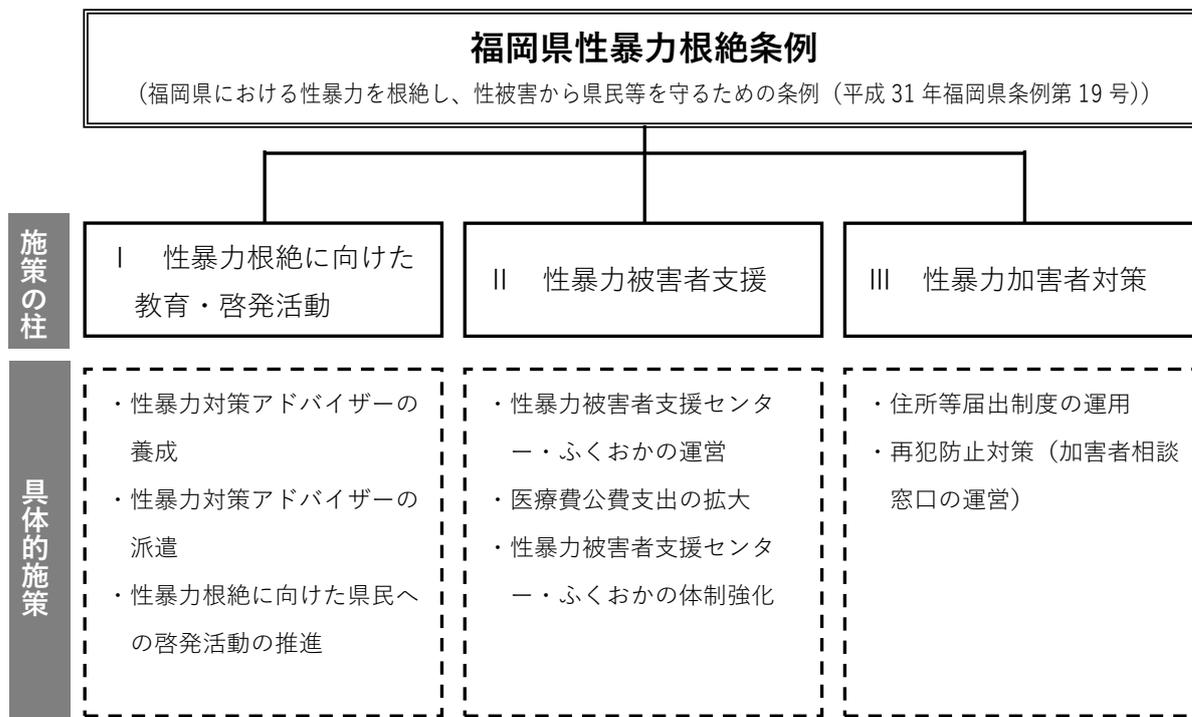
○令和3年上半期の性犯罪認知件数（暫定値）は114件。前年同期比10%増。

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年 (上半期・暫定値)	前年同期比
刑法犯		42,126	36,701	34,520	27,627	12,903	-939 (-6.8%)
性 犯 罪	強制性交等	90	93	88	55	30	+7(+30%)
	強制わいせつ	321	288	233	173	84	+3(+4%)
	計	411	381	321	228	114	+10(+10%)
	全国順位	7位	8位	8位	8位	-	-

○性犯罪被害発生率（人口10万人当たり認知件数）は、平成30年までの9年連続ワースト2位から令和元年は5位、令和2年は8位となったものの、依然として上位。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
性犯罪被害発生率	8.54	8.03	7.44	6.26	4.44
全国順位	2位	2位	2位	5位	8位

### 2 福岡県性暴力根絶条例に基づく具体的施策の施策体系



### 3 具体的施策の実施状況

#### I 性暴力根絶に向けた教育・啓発活動

条例第11条第1項の規定に基づいて、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、小学校、中学校、高等学校等において、性暴力根絶等に関する総合的な教育を行う性暴力対策アドバイザー派遣事業を実施。

また、「性暴力根絶に向けた指針」（令和2年10月第1回会議で策定）に基づいた県民や事業者等への啓発を実施。

##### ① 性暴力対策アドバイザーの養成

###### ア 性暴力対策アドバイザー養成講座の実施

・受講対象は、県臨床心理士会若しくは性暴力関係機関から県に推薦された者又は現役のスクールカウンセラーのうち養成講座の受講を希望する者

・対象者は、条例に規定された4つの教育分野（※）及び教育の方法についての講義を受講し、各講義の到達テストを受験

※条例に規定された4つの教育分野（性暴力根絶条例第11条第2項）

I 性差別等人権に関する教育

II 体や性の仕組みに関する教育

III 性に関する心理学的見地からの教育

IV 性暴力及び性被害の実情等に関する教育

・全ての到達テストに合格した者に対し、修了証を交付

・修了証を交付した者のうち、アドバイザーとして活動する意向がある者を性暴力対策アドバイザーとして登録し、委嘱状を交付

##### 【実施結果】

	受講者数	修了者数	委嘱者数
令和元年度第1回 (令和2年3月)	53人	49人	28人
令和2年度第1回 (令和2年10月)	27人	24人	10人
令和2年度第2回 (令和2年3月)	31人	30人	15人
令和3年度第1回 (令和3年11月)	56人	56人	(受付中)
計	167人	159人	53人

※過年度修了者についても随時委嘱者の登録を受付中

イ 今後の取組について

- ・令和4年度からの公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校での全校実施に向け、今年度中に第2回目の養成講座を実施し、アドバイザー数を増やす。
- ・既委嘱者に対するスキルアップ研修を実施し、アドバイザーの質を確保。

② 性暴力対策アドバイザーの派遣

ア 派遣実績

(校)

	公立				私立			その他	合計
	小学校 高学年 ※1	中学 ※2	高校 ※3	特支	小学校 高学年	中学 ※3	高校 ※3		
令和2年度	16	6	5	4	-	1	-	1	33
令和3年度 (10月末)	75	24	19	1	-	-	-	-	119

※1 義務教育学校含む ※2 義務教育学校、中等教育学校含む ※3 中等教育学校含む

イ 令和3年度実施予定(令和3年10月末現在)

- 公立小学校高学年(5, 6年生): 101校
  - 公立中学校: 40校
  - 公立高等学校: 30校
  - 公立特別支援学校(知的): 5校
- 計176校

③ 性暴力根絶に向けた県民への啓発活動の推進

ア 性暴力対策啓発冊子の作成・配布

発達段階に応じた啓発冊子を作成し、児童生徒や学生に配布。性暴力対策アドバイザーの講義の副教材としても活用。冊子データ(PDF)は、県HPに掲載。

(ア) 小学校高学年向け「境界線ってなに? ~自分も相手も守る透明バリア~」

- ・令和3年3月作成、100,000部、県内小学校及び義務教育学校の5、6年生に配付

(イ) 中学生向け「まんがで学ぼう! デートDVと性暴力」

- ・令和2年12月改訂版作成、55,000部、県内中学校1年生に配付

(ウ) 高校生向け「あなたのココロ傷ついていませんか? デートDVと性暴力」

- ・令和2年12月改訂版作成、50,000部、県内高等学校1年生に配付

(エ) 大学生向け「マンガで学べるNEW LIFE NEW STYLE」

- ・令和3年3月作成、56,000部、大学・専門学校等に配布

イ 条例・指針を広報する性暴力対策施策パンフレットの作成・配布

- ・性暴力対策施策パンフレット「私たちが、変えていく。一性暴力のない福岡県を目指して」の作成・配布（令和3年3月、10,000部）、県HPへの掲載。

ウ 性暴力被害回避に係るSNSによる広報の実施

- ・令和3年8月に、夏休み期間中の中高生を主たる対象にした性暴力被害者支援センター・ふくおかの紹介広告をYouTube及びInstagramで配信。
- ・今年11月には、傍観者にならないための県民向け、来年3月には、性暴力被害回避の注意喚起等のための新生活を始める若者向け啓発を予定（いずれもSNSを活用）。

エ 性暴力等啓発動画の作成・配信

- ・条例や指針、福岡県における性暴力被害の現状、性暴力被害者支援に向けた取組等を紹介する動画を作成し、動画サイト等を通じた配信を予定。（令和3年度～）

**Ⅱ 性暴力被害者支援**

① 性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営

○ 相談・支援件数

令和2年度の相談・支援件数は、5,353件。令和元年度から再度の増加傾向。

(件)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	計
電話相談	289	429	1,041	1,244	2,380	2,306	2,502	5,073	15,264
直接支援	22	57	155	159	325	250	257	280	1,505
計	311	486	1,196	1,403	2,705	2,556	2,759	5,353	16,769

・被害内容別相談・支援件数

(件)

	電話相談					直接支援		
	強制性交等	強制わいせつ	その他の性的被害	その他の被害	問合せ等	強制性交等	強制わいせつ	その他の性的被害
H30年度	552	1,042	433	104	424	133	112	5
R元年度	906	899	303	127	267	177	73	7
R2年度	1,786	624	869	100	1,694	159	113	8

○ 相談対応の体制

- ・受付時間：24時間365日
- ・相談員（平日9～17時）：3名、（夜間・休日）：2名
- ・コーディネーター（社会福祉士経験あり・常勤）：1名
- ・精神科医（月2日）：1名、
- ・弁護士（月2日）：1名
- ・心理職（月15日）：1名

② 医療費の公費支出

被害者の精神的・身体的・経済的負担軽減のため、性暴力被害に関する医療費への公費支出を実施。

ア 産婦人科医療費

- ・福岡県医師会協力のもと、35産婦人科医療機関が協力医療機関として連携し、被害者の医療費を公費支出するもの
- ・令和2年度に公費支出の対象を拡大  
（性感染症の検査及び裂傷の一時的処置費にその治療費を、また、緊急避妊薬の投与を条件としない人工妊娠中絶費用を追加）

イ 精神科医療費

- ・福岡県医師会協力のもと、23精神科医療機関が協力医療機関として連携し、被害者の医療費を公費支出するもの

○ 支援実績 (件)

	産婦人科医療費	精神科医療費
令和2年度	41	9
令和3年度 (10月末)	15	8

③ 性暴力被害者支援センター・ふくおかの体制強化

近年増加している子どもの相談に対応するため、性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、令和2年度に以下の取組を実施。

- ・子どもの性被害の対応に熟練した心理職の配置
- ・遊戯療法（※）のためのプレイセラピールームの設置  
※遊びを通して感情や葛藤を表現し、他者との信頼関係を構築したり、自信を回復したりすることで、情緒的な安定を図るもの。

【参考：SNS等インターネットを活用した相談手法の導入】

○ 国（内閣府）における取組について

ア 令和元年度における試行

- ・令和元年12月から、全国版及び3道府県においてSNS相談を試行

イ 令和2年度における試行実施

- ・令和3年度中からのSNS相談の通年実施に向けた効果的な相談・支援のためのノウハウ等の蓄積を目的とし、全国数団体において、試行
- ・性暴力被害者支援センター・ふくおかも本事業に参画

### ウ 令和3年度における通年実施

- 事業名 性暴力に関するSNS相談「Cure Time (キュアタイム)」
  - 開始日 令和3年4月3日(土曜日)
  - 実施日・時間 毎週月曜日、水曜日、土曜日17:00～21:00
- ※性暴力被害者支援センター・ふくおかも引き続き本事業に参画

## Ⅲ 性暴力加害者対策

### ① 住所等届出制度の運用

#### ア 制度周知

- ・ 福岡県から法務省に対し、全国の刑事施設及び保護観察所の施設内におけるポスター掲示や対象者への制度周知を依頼
- ・ 県ホームページにおける制度周知
- ・ 県、国、市町村の広報媒体や新聞広告を活用した制度周知
- ・ 関係機関へのチラシ等配付による制度周知

#### イ 届出件数

(人)

	令和2年度 (5月～)	令和3年度 (10月末)	計
届出件数	8	6	14

- ・ 届け出られた犯罪は、刑法違反(強制わいせつ、強制わいせつ致傷)、児童福祉法違反、違反児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反
- ・ 法務省との覚書に基づいて刑事施設への届出内容も照会
- ・ 刑事施設への照会を経て登録を行った上、相談窓口における支援を案内

### ② 再犯防止対策(加害者相談窓口の運営)

#### ア 相談窓口の開設

- ・ 名称: 福岡県性暴力加害者相談窓口
- ・ 開設日: 令和2年5月1日
- ・ 開設時間: 平日9:00～17:00
- ・ 支援体制: 性暴力加害者対策支援専門員(常勤・精神保健福祉士) 1名  
性暴力加害者再犯防止カウンセラー(非常勤・臨床心理士) 2名  
性暴力加害者支援スーパーバイザー(非常勤・臨床心理士) 2名  
性暴力加害者支援スーパーバイザー(非常勤・精神科医) 1名

#### イ 相談窓口の周知

- ・ 県ホームページにおける広報
- ・ 県、国、市町村の広報媒体等を活用した広報
- ・ 関係機関へのチラシ等配布による広報

ウ 相談受付件数

(実人数)

相談種別	令和2年度 (5月～)	令和3年度 (10月末)	計
強制わいせつ	12	8	20
強制性交等	3	1	4
公然わいせつ	3	3	6
痴漢	4	2	6
盗撮	16	28	44
ストーカー	1	1	2
のぞき	2	2	4
買春	1	0	1
セクハラ	0	1	1
浮気・不倫	2	1	3
問合せ	22	10	32
その他	12	15	27
計	78	72	150

エ 窓口における支援状況

(ア) 面接の受付状況

	令和2年度 (5月～)	令和3年度 (10月末)	計
受付件数	48	29	77

(イ) 医療費の公費支出

- ・福岡県医師会協力のもと、10精神科医療機関が協力医療機関として連携し、性暴力加害者の精神科医療費を公費支出するもの

	令和2年度 (5月～)	令和3年度 (10月末)	計
実施件数	0	0	0